

# 令和2年度 事業計画



2020年3月14日

## おおいそ福社会の理念

私たちは、障害のある人達の権利を擁護すると共に、多様なニーズを尊重し、大磯町を拠点として、利用者一人ひとりが主体的な社会生活を送れるような環境作りと支援体制の構築を目指します。

## 基本方針

- 1 法人設立後における障害福祉制度の変更、利用者ニーズの多様化など事業運営環境が変化してきたこと、更には横溝千鶴子記念障害福祉センターの使用問題についての大磯町との和解を踏まえ、中長期展望に立って新たな活動の場すなわち「新施設」の確保が求められているので、その実現に向けて取り組みを開始します。
- 2 利用者の尊厳を重んじ、個別性に配慮した支援に取り組みます。
- 3 地域社会及び関係機関との連携を密にし、地域の要望に迅速に答えられるよう努めます。
- 4 当法人に係るすべての人達のニーズや意見を謙虚に受け止め、法人運営に反映させます。
- 5 利用者の個人情報適切に取り扱い、プライバシーを守ります。
- 6 法人に関する情報は積極的に公開し、透明性を確保します。
- 7 常に法人運営の改善に取り組むと共に、利用者が安心して過ごすことができるような環境作りを目指します。

## 令和2年度 事業計画

運営の基本理念を基に、利用者へのサービスの向上及び充実した支援を提供するため、今年度は以下の事業に取り組みます。

### 1 法人

#### (1) 重点事業「新施設確保・移転事業」の発足

平成15年4月法人設立以来現在まで横溝千鶴子記念障害福祉センター（センター）を主な活動の場として、かたつむりの家とその他の事業を運営してきたが、その間様々な事業運営環境も変化し、更には大磯町からセンターの明け渡しを求められ訴訟が提起された。

このような運営環境を解決する手段としてセンターからの他所への移転を想定した場合の諸課題を整理するため、理事長の私的諮問機関として平成26年12月8日に「おおいそ福祉会移転問題に伴う課題整理のための検討会」を発足させ、その検討結果を受け、平成28年6月27日「おおいそ福祉会 中長期計画策定委員会」が設置され、最終報告書が令和元年11月6日に理事長に提出された。（別添資料「検討結果報告書～かたつむりの家 新たなステージへ～」参照）

その後、令和2年2月25日に大磯町から提訴されていた明け渡し請求事案の和解が成立し、実質的には法人勝訴に至った。

これらの諸事情を総合的に考えると、今後の法人・事業の将来発展を図る上からも新たな活動の場をセンター外に求め、創意と工夫によるより柔軟な事業展開ができる拠点を確保することが最も適切であると判断される。

そのため、本年度を初年度とする法人の重点事業、「新施設確保・移転事業」を発足させる。この事業の実施期間は、訴訟の和解内容も考慮し、法人設立20周年にあたる令和4年6月までとしたい。

#### ア 移転候補地の取得及び建物設計準備

本年11月の開発審査会で開発許可が下り次第、所有権移転手続きを行い取得の予定です。並行して利用者や家族、地域のニーズに配慮し、現場職員の意見を取り入れながら建物の設計など具体的な準備を進めます。

#### イ 「おおいそ福祉会移転推進委員会（仮称）」の設置

令和4年6月（遅くとも令和5年6月）までの移転実現を果たすため、「おおいそ福祉会移転推進委員会（仮称）」を令和2年4月中に発足させます。

理事長、その他の役員、施設長、事務局長などが委員に就き、法人事務局が委員会事務局を担います。工程計画、資金計画・進行管理等を総括し、加えて委員相互の情報共有を図ります。

委員会の中に必要な部会を置き、職員・利用者・家族会・後援会・地域の方々等の参加と協力のもと、利用者や地域の要望に応えられる

開かれた施設の実現を目指します。

(2) 開かれた事業運営

地域との交流を深めながら、可能な限り情報発信に努め、開かれた事業運営を目指します。

(3) 職員研修

職員の資質向上を目指し、集合研修（人権、支援技術、制度等）、派遣研修を実施します。

(4) 経営の安定

収支均衡のとれた安定した経営ができるよう、新規利用者の獲得に努めます。

2 かたつむりの家（就労継続 B 型、生活介護）

(1) 本人中心の支援体制の確立

利用者の特性に合わせ利用者自身が理解できる支援目標を掲げ、利用者の可能性を引き出せるような個別支援の充実を図ります。また、一人ひとりが社会とのつながりを実感できるような支援を進めます。

(2) 活動内容の充実

ア 就労継続支援 B 型

受注作業と製菓製パン作業を中心に、生産性の向上を目指し、取引先の開拓を進め、利用者の就労意欲を引き出します。また、施設外就労を継続実施します。

イ 生活介護

受注作業やリサイクル作業、手作り雑貨製作などの活動、清掃活動のほか、レクリエーション活動や地域イベントへの参加など、利用者の社会参加の取り組みを積極的に進めます。

(3) 活動内容の安定と就労支援会計の健全化

事業所全体で協力し、自主製品については生産性の向上、販路拡大、単価の見直しを図ります。また工賃向上計画に沿って作業を進めます。生活介護利用者の工賃は、生産活動の収入に見合った支給額に見直します。

(4) ボランティアの導入

利用者支援の充実を図るために、作業、その他の活動で積極的にボランティアの導入を図ります。

(5) 各事業の具体的な取り組み

ア 就労継続 B 型

(ア) 活動の主な内容

a パン・クッキー等の製造、販売

b 受注作業

・チラシの封入・箱折り（株式会社 DeeDee）

- ・機械部品の組み立て（有限会社戸塚製作所）
- ・水道メーターなど（県共同受注事業）
- ・公園清掃・市内施設草刈りなど（平塚市共同受注事業） 等
- c 施設外就労
  - ・野菜の袋詰め・清掃（株式会社しまむら）
  - ・特別養護老人ホームでの清掃（社会福祉法人研水会）
  - ・農作業補助（荒井ベジラス） 等
- d アイロンビーズ、織物等
  - 生活介護グループで受けた作業が忙しく、協力を依頼された時
- e 体操、絵のクラブ、コラーシュ、手芸の日（希望者対象）
- f 利用者自治会

(イ) 1日の流れ

午前	午後
作 業	作 業
9：30～11：50 (休憩 15分)	13：00～15：00 (休憩 15分)

(ウ) 年間の留意点

基本的にすべての作業は通年で実施する

- a 4月1日以降、完全施行される食品表示法による栄養成分表示について準備ができた商品から販売を継続していく。(パン・クッキー)
- b 定番メニューのほか、季節限定メニューや月替わりメニューを設定する。(パン・クッキー)
- c お客様の購買意欲を高めるよう、ワークセンターの直売スペースを整備する。(パン・クッキー)
- d 利用者がより多くの工程に関われるよう、作業工程の分析、治具の開発に努める。(共通)
- e 受注先企業との連絡を密にし、適時適量の作業を計画的に受注できるように調整する。(受注)

(エ) 作業意欲・主体性向上

- a バザー等外部販売会の見学、買い物
- b バザー等外部販売会への参加
  - 大磯市、二宮ラディアン朝市、サンサンマルシェ等
- c 売り上げ実績の報告
- d お客様の声、反応の報告
- e 工賃評価の面談

イ 生活介護

(ア) 活動の主な内容

- a 受注作業
  - 就 B グループで受けた受注作業のうち、生活介護グループで

- も取り組み可能なもの
- b アイロンビーズ
  - ・あいびーでんしゃ（マグネット他）
- c 空き缶リサイクル
  - ・空き缶回収および缶つぶし
- d 散歩、体操など
- e 社会貢献としての近隣の清掃活動
- f 体操、絵のクラブ、コーラージュ、手芸の日（希望者対象）
- g 利用者自治会

(イ) 1日の流れ

午前	午後
作業・散歩など	作業
9:30～11:50 (休憩15分)	13:00～15:00 (休憩15分)

(ウ) 作業意欲・主体性向上

- a バザー等外部販売会の見学、買い物
- b バザー等外部販売会への参加
  - 大磯市、二宮ラディアン朝市、平塚サンサンマルシェ、木曜日販売会等（平日の作業に支障が出ないように）
- c パン・クッキーの納品、受注品の納品、空き缶回収など
- d 売り上げ実績の報告
- e お客様の声、反応の報告

3 指定特定相談支援事業所 相談室こんぱす

(1) 事業概要

- ア 事業種別 指定特定相談支援事業
- イ 所在地 中郡大磯町国府本郷1195-2
- ウ 職員
  - 管理者 常勤1名（兼務）
  - 相談支援専門員 常勤1名（専任）
- エ 主たる対象者 特定しない
- オ 通常の事業の実施地域 大磯町、二宮町、平塚市

(2) 運営方針

特定相談支援事業所相談室こんぱすは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が希望する生活を営むことができるように事業を実施する。事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

(3) 目標値

契約者数 40名（内、新規契約20名）  
月平均 10件

(4) 事業内容

ア サービス利用支援

支給決定時または支給決定の変更の前にサービス等利用計画の案を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を経て、計画を作成する。

イ 継続サービス利用支援

サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。またサービス提供事業者等との連絡調整や支給決定または支給決定の変更に係る申請の支援を行う。

(5) 職員研修

ア 県域または近隣市町で開催される相談支援に関する研修に参加する。

イ 法人内で開催される事例検討会等に参加する。

4 研修計画

4月 障がい者支援の基本  
5月 自閉症支援について①  
6月 自閉症支援について②  
7月  
8月 意思決定支援  
9月  
10月  
11月 就労支援について  
12月 実践報告会  
1月  
2月 重度障がい者の支援  
3月